



福岡医発第0916号(地)
平成27年6月25日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

みやま市乳幼児・児童医療費支給制度の改正について

今般、みやま市より標記の件につきまして、平成27年10月1日より下記のとおり改正する旨、通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、別添をご参照頂く又は、みやま市役所健康づくり課医療係(0944-64-1527)までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

◆改正内容◆

	改正前	改正後
対象者	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
自己負担 限度額 (外来)	1医療機関・1ヶ月あたり (薬局除く) ○3歳未満 負担なし ○3歳～小3 600円	1医療機関・1ヶ月あたり (薬局除く) ○3歳未満 負担なし ○3歳～就学前 600円 ○小1～中3 800円

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 6 月 23 日

〒812-8551

福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番 30 号

福岡県医師会館 4F

福岡県医師会 会長 様

みやま市長 西原 親
(健康づくり課 医療係)

乳幼児・児童医療費支給制度の改正について（お知らせ）

向夏の候、貴下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。また、日頃より、地域医療の円滑実施にご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、みやま市では、平成 27 年 10 月 1 日より乳幼児・児童医療費支給制度を下記のとおり改正いたします。

つきましては、公務ご多忙の折とは存じますが、各関係医療機関へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

	改正前	改正後
対象者	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者	15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
自己負担 限度額 (外来)	1 医療機関・1 ヶ月あたり (薬局は除く) ○3 歳未満 負担なし ○3 歳～小 3 600 円	1 医療機関・1 ヶ月あたり (薬局は除く) ○3 歳未満 負担なし ○3 歳～就学前 600 円 ○小 1～中 3 800 円

※詳しくは、別紙をご覧ください。

2. 改正時期 平成 27 年 10 月 1 日

<お問い合わせ先>

みやま市役所 健康づくり課 医療係

TEL (直通) 0944-64-1527

各医師会通知



平成27年10月1日より

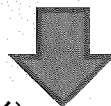
みやま市乳幼児・児童医療を拡充します

【改正内容】

平成27年10月1日より、乳幼児・児童医療の支給対象年齢を「出生～小学校3年に相当する年齢」から「出生～中学校3年に相当する年齢」に引き上げます。

○現行(1医療機関ごと、薬局は除く)

対象年齢	出生～ 3歳未満	3歳～小学3年
外 来	無料	600/月(上限)
入 院	無料	500/日(月7日限度)
医療証の色	ラベンダー	
医療証の表示	乳	



○改正後(1医療機関ごと、薬局は除く)

対象年齢	出生～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学1年～ 中学3年
外 来	無料	600/月(上限)	800/月(上限)
入 院	無料	500/日(月7日限度)	500/日(月7日限度)
医療証の色	ラベンダー		やまぶき
医療証の表示	乳		児

【お問い合わせ先】

みやま市役所 健康づくり課医療係

TEL 0944-64-1527